答 弁 第 三 六 号平成十九年十月二日受領

内閣衆質一六八第三六号

平成十九年十月二日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出 「米海軍中央司令部&第五艦隊」 のホームページに関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出 「米海軍中央司令部&第五艦隊」 のホームページに関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘のような内容が米海軍第五艦隊のウェブサイトに掲載されていたことは承知している。

二及び三について

米国政府に照会したところ、平成十七年七月二十五日に掲載された御指摘のウェブサイトは、 あくまで

我が国の 「海上阻止活動」に対する貢献に言及したものではあったが、 誤解を招くものであったため削除

た旨 の説明があった。 政府としては、 お尋ねのウェブサイトの更新の日等について関知するものではな

41

四について

平成十三年十二月二日から平成十七年七月三十一日までの間に、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆

国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国

の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置

法 (平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。) に基づく協力支援活動として我が国

がアメリカ合衆国へ提供した艦船用燃料は、 約三十五万二千二百キロリットルであり、 一ガロンを三・七

八五リットルとして換算すると、約九千三百万ガロンである。

五について

政府としては、お尋ねのウェブサイトの内容についてお答えする立場にないが、テロ対策特措法に基づ

く協力支援活動として我が国がアメリカ合衆国へ提供した艦船用燃料は、 四についてでお答えしたとおり

である。

六について

政府としては、 お尋ねのウェブサイトの内容についてお答えする立場にないが、 「F-七六」 は、 艦船

用燃料に係る北大西洋条約機構(NATO)の規格の一つであると承知している。 「F-七六」は、 中東

地域で船舶用として一般に用いられる軽油と比較した場合、硫黄分が少なく、着火性に優れる等の特徴を

有している。

七について

政府としては、 の品質の概要については、 お尋ねのウェブサイトの内容についてお答えする立場にないが、 米国国防省作成文書によると、摂氏十五度における密度が一立方メートル いずれにせよ「F-七

当たり八百七十六キログラム以下、蒸留性状九十パーセントにおける留出温度が摂氏三百五十七度以下、

曇り点が摂氏マイナス一度以下、引火点が摂氏六十度以上、流動点が摂氏マイナス六度以下、 動粘度が一

秒当たり一・七から四・三平方ミリメートル、残油十パーセントの残留炭素成分が○・二パーセント以下、

セタン指数が四十三以上、硫黄分が○・五パーセント以下である。

八及び九について

テロ対策特措法に基づく協力支援活動として我が国が各国の艦船に提供している艦船用燃料は、 F

七六」と同等のものである。